特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
27	健康増進事業の実施に関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣告する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

「令和7年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

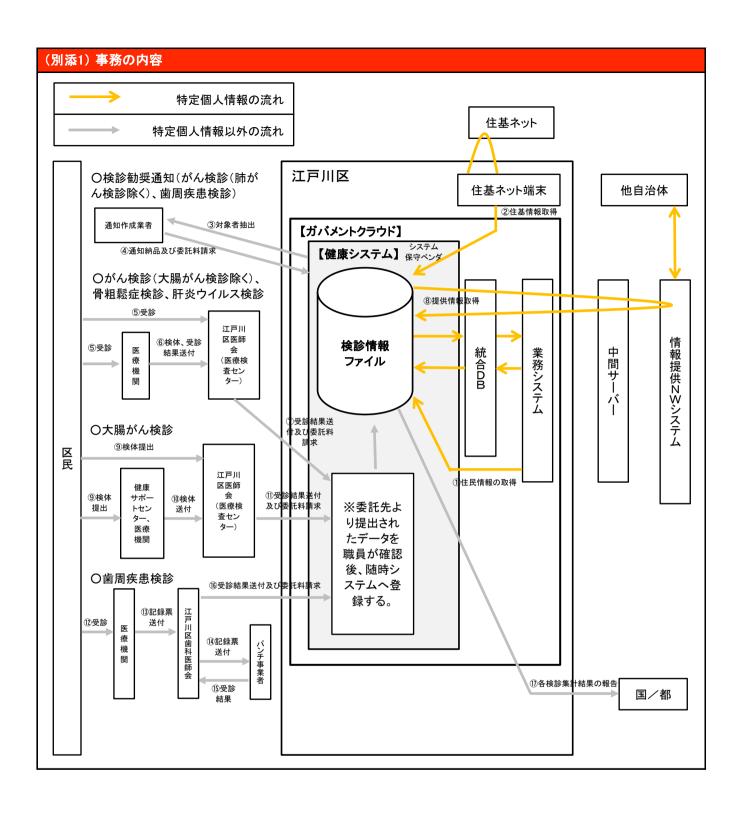
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務			
②事務の内容 ※	・江戸川区は、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業であるがん検診(肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診)、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診の実施に関する事務を行っている。江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会との委託契約により、各検診を区民が受診できる機会を設けている。また、この検診の受診履歴、検診結果の管理を行い、委託料の支払等の事務や、対象者の確認、対象者への受診勧奨等を実施している。・各検診の受診結果を健康管理システム標準仕様書に基づき、区健康管理標準準拠システムに格納する。・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。			
③対象人数	<選択肢>(選択肢>1)1,000人未満2)1,000人以上1万人未満3)1万人以上10万人未満4)10万人以上30万人未満5)30万人以上			
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	健康システム			
②システムの機能	1:住基等情報確認 :検診対象者の5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、検診履歴を確認する。 2. 検診情報管理 :検診対象者ががん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診受診後、委託先から区へ提出された検診結果を取り込む。また過去の受診状況や検診結果を管理する。 3. 宛名管理 : 勧奨通知等送付時の宛名情報の抽出等を行う。			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())			

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	統合DB	
②システムの機能	1. 住記情報の連携 :住記システムにおいて登録された異動情報を各業務シス 2. 各種資格情報の連携 :各業務システムにおいて登録された情報を健康システム れた情報を各業務システムに提供する。 3. 特定個人情報の登録 :健康システムから連携された各種特定個人情報を中間サイル、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムから連携された照会情報に基づき、中間サル、中間サーバーから提供された特定個人情報を健康システムから登録されたの名情報(住登外者を含ま並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を	に提供する。健康システムにおいて登録さ ナーバーに登録する。 ーバーに対し他情報保有機関への照会を行 ステムへ提供する。 む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 即	テ内連携システム 死存住民基本台帳システム 党務システム)

システム3			
①システムの名称	中間サーバー		
	1. 符号管理機能 : 符号管理機能は情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個 人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。		
	2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領 (照会した情報の受領)を行う機能。		
	3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の 提供を行う機能。		
	4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特 定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。		
	5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。		
②システムの機能	6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。		
	7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。		
	8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。		
	9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能。		
	10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。		
	【 ○ 】情報提供ネットワークシステム		
	ここのののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム		
\$.7=1.4	[] その他 ()		
システム4	(AD # + 1/45 + 1/1 D		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、 住所)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領す る。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検 索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
(A)	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[] その他 ()		

システム6~10			
システム11~15			
システム16~20	システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル	名		
検診情報ファイル			
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	健康増進法に基づく健康増進事業であるがん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診の対象者の正確な情報把握のため。また、各検診を適切に管理するため。		
②実現が期待されるメリット	・他市区町村から江戸川区へ転入した者の検診情報を転入前自治体より取得することにより、江戸川区での適切な保健指導の実施が期待できる。 ・江戸川区から他市区町村へ転出した者の検診情報を転出先自治体へ提供することにより、転出先自治体での適切な保健指導の実施が期待できる。 ・区民が自己の検診情報を閲覧することにより、健康増進への意識向上及び生活習慣の改善等が期待できる。		
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表111の項		
6. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項		
7. 評価実施機関における	5担当部署		
①部署	江戸川区健康部健康推進課、保健予防課		
②所属長の役職名	健康推進課長、保健予防課長		
8. 他の評価実施機関			
なし			



(備考)

- I住民情報の登録
- ①住民情報を住民、統合DB、業務システムから取得する。
- ②住基情報を住基ネット端末より入手する。
- Ⅱ検診勧奨通知(がん検診(肺がん検診除く)、歯周疾患検診)
- ③対象者を区で抽出。抽出後、がん検診(肺がん検診除く)は、抽出したデータを委託業者へ渡す。歯周疾患検診は、宛名ラベルを 作成して委託業者へ渡す。
- ④勧奨通知の納品及び委託料の請求。区は請求があったら委託業者へ支払いを行う。
- Ⅲがん検診(大腸がん検診除く)、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診
- ⑤医療検査センターまたは区内指定医療機関で受診。
- ⑥検体を医療検査センターへ送付(区内指定医療機関で乳がん検診を受診した場合は、受診結果を医療検査センターへ送付)。
- ⑦受診結果の送付及び委託料の請求。区は請求があったら江戸川区医師会へ支払いを行う。
- ⑧中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。

Ⅳ大腸がん検診

- ⑨医療検査センターまたは健康サポートセンター、区内指定医療機関へ検体を提出。
- ⑩検体を医療検査センターへ送付。
- ①受診結果の送付及び委託料の請求。区は請求があったら江戸川区医師会へ支払いを行う。
- ⑧中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。

V歯周疾患検診

- ⑫区内指定医療機関で受診。
- [3]記録票を江戸川区歯科医師会へ送付。
- ⑭記録票をパンチ入力業者へ送付。
- (6)パンチ入力データを江戸川区歯科医師会へ送付。
- ⑥記録票及び受診結果の送付及び委託料の請求。区は請求があったら江戸川区歯科医師会へ支払いを行う。
- ⑧中間サーバー経由で転入者等の各種情報を取得する。
- Ⅵ集計結果の報告
- ①事業報告を厚生労働省及び東京都へ行う。

II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

快砂1月報ファイル			
2. 基本	情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>りシステム用ファイルりシステム用ファイル2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢>	
③対象と	なる本人の範囲 ※	検診対象者(過去に対象者だった者を含む)	
	その必要性	検診対象者の適正管理及び検診の実施に必要な特定個人情報を保有	
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>100項目以上3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	・識別情報:対象者を正確に把握するために必要。 ・連絡先等情報:対象者の現住所を把握するために必要。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な健康増進事業の実施のために保有。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		令和4年6月19日	
⑥事務担当部署		江戸川区健康部健康推進課、保健予防課	

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇] 本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元 ※			[] 行政機関・独立行政法人等 ()	
			[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (
			 [O]民間事業者 (江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会)	
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)	
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]フラッシュメモリ	
@1 ≠+	-:+		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
②入手方	一法		[〇] 情報提供ネットワークシステム	
			[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム	
③入手の)時期・		・住民情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、住民記録システムとの連携により随 時入手	
© / () o.	Z # () 7√() - 9	·RIX	・区民の検診受診により業務委託先から随時入手	
④入手に	係る妥	当性	公平・公正な健康増進事業の実施に関する事務を行うために、対象者及び受診者の住民票関係情報等を正確に把握する必要があるため。	
⑤本人への明示		÷	・関係先から入手する情報については、番号法第9条第1項、第19条第8号、別表111の項、第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項の関係法令において明示されている。	
⑥使用目	目的 ※		検診対象者の把握、検診勧奨、検診情報記録	
変更の妥当性		0妥当性	_	
		使用部署	江戸川区健康部健康推進課、保健予防課	
⑦使用の)主体	使用者数	〈選択肢〉 1)10人以上50人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
⑧使用方法 ※			・がん検診:受診勧奨通知の対象者抽出、検診データの管理 ・歯周疾患検診:受診勧奨通知の対象者抽出、検診データの管理 ・骨粗鬆症検診:検診データの管理 ・肝炎ウイルス検診:検診データの管理	
	情報の)突合 ※	健康・医療関係情報、5情報、住民票関係情報を突合して、検診対象者かどうかの確認を行う。	
情報の統計分析 ※		D統計分析	特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行っていない。	
		刊益に影響を る決定 ※	検診対象者であるかの決定を行う。	
⑨使用開始日			令和4年6月19日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> () 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託	事項1	システム保守業務	
①委託内容		・健康システムの運用及び保守業務 ・法制度改正に伴う健康システムの改修作業	
	及いを委託する特定個 みファイルの範囲	〈選択肢〉[特定個人情報ファイルの全体2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	検診対象者(過去に対象者だった者を含む)	
	その妥当性	健康システムの運用・保守及び法改正等に伴う健康システムの改修等の際に、健康システムの本番 稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作、健康システム端末) の直接操作	
⑤委詞	毛先名の確認方法	江戸川区情報公開条例(平成13年3月江戸川区条例第19号)上の開示請求に基づき、公開している。	
⑥ 委詞	托先名	日本コンピューター株式会社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等	
	9再委託事項	事案に応じて、適宜調整。	

委託	委託事項2~5		
委託	<mark>託事項2</mark> 中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務		
①委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	中間サーバーに登録すべきデータに関わる検診対象者	
	その妥当性	番号法第19条第8号で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (統合DB)	
⑤委詞	毛先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
⑥委託先名		株式会社日立システムズ	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等	
	9再委託事項	事案に応じて、適宜調整。	

委託事項6~10					
委託事項11~15	委託事項11~15				
委託事項16~20					
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
DEIX 1974 OF FINE	[] 行っていない				
提供先1	市町村長				
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項				
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務				
③提供する情報	健康増進事業関係情報				
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進事業による各検診受診者(過去に受診した者を含む)				
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線				
6 6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
©1Æ ₩71 /Δ	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度				
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15	提供先11~15				
提供先16~20					

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	[<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
	[]庁内連携システム	[] 専用線	
 ⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
○19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ	[]紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度			
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15	多転先11~15		
移転先16~20			

6. 特定個人情報の保管・消去 <江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録 されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウ ドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施さ れているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ①保管場所 ※ ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド 事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であ り、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バック -アップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保 存される。 く選択肢> 2) 1年 1) 1年未満 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 20年以上 Γ 1 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない ②保管期間 「データ標準レイアウト関連様式(令和5年6月向け)」の「様式B データ標準レイアウト」の「提供可能と <mark>その妥当性</mark>なる過年(度)分の年数」が、がん検診:5年、肝炎ウイルス検診:80年、骨粗鬆症検診:10年、歯周疾 患検診:10年と定められており、検診記録の確認等において長期間保管する必要がある。 <江戸川区における措置> ・記録票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・CD等の電子媒体については、20年以上保管するが、消去する際は裁断し、データ復元が不可能な 状態にした上で処分を行う。 ・健康システム上の特定個人情報の記録については、20年以上保管するが、消去する際は、個人番 号欄を空白若しくは全て0で表示させる等、個人番号が表示されないよう処置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハ ド等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価 制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が 定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び ③消去方法 物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・ プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置し ているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ は国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去 することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウ ドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利 用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7.	備考
_	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〇識別情報

個人番号/情報提供用個人識別符号/整理番号(宛名番号)/団体内統合宛名番号/情報提供等の記録等

〇連絡先等情報

氏名(漢字)/カナ氏名/性別/生年月日/年齢/月齢/住所/方書/送付用方書/町丁目コード/町丁目/番地/枝番/小枝番/郵便番号/ 行政区番号/行政区名称/地区番号/地区名称/規制区分/住民区分/住登外区分/続柄/世帯番号/世帯主漢字氏名/世帯主力ナ氏 名/住民となった日/住民でなくなった日/異動区分/異動年月日/住民異動区分/住民異動年月日/転入前住所/転入前方書/転出後 住所/転出後方書/宛名種別/外国人/外国人本名カナ/外国人本名漢字/外国人本名使用フラグ/生保区分/後期高齢区分/送付用 郵便番号/送付用住所/送付用方書/送付先集配局/送付先使用/集配局/補記区分/連携番号/事業予定連番/送付先除外区分/取 消コード/他区名その他/区外者カナ氏名

○業務関係情報

【肺がん検診】

(肺がん検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/勧奨日/受診者ID/家族がん歴1/家族がん歴2/家族がん歴3/家族がん歴4/家族がん歴5/肺問診特殊職業/肺問診自覚症状1/肺問診自覚症状2/肺問診喫煙有無/肺問診喫煙本数/肺問診喫煙年/肺問診受診回数/肺問診前回受診年/肺問診前回受診月/肺問診結核歴/肺問診結核歳/肺問診他病気/問診進捗/X線検査進捗/肺PA/肺がん判定/肺がん判定2/肺がん総合所見/肺がん部位1/肺がん部位2/肺がん部位3/肺がん部位4/肺がん部位5/肺がん部位6/肺がん部位7/肺がん部位8/肺がん部位9/肺がん部位10/肺がん精密検査1/肺がん精密検査2/肺がんコメント/肺がん総合__ケ月部/肺がん総合__所見部1/肺がん総合__所見部2/肺がん総合__所見部1/肺がん総合__所見部2/肺がん総合__所見部3/肺判定所見1/序痰進捗/肺喀痰No/喀痰検査所見1/喀痰検査所見2/喀痰検査所見3/喀痰付記所見1/喀痰検査判定/採痰日1/採痰日2/採痰日3/喀痰細胞診管理番号/肺がん受診日/肺がん受診No/受付医療機関名/医療機関受付日/判定医/喀痰報告書発行日/検査担当

(肺がん精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/登録日/発行日/受診区分/受診日/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/精検判定/印刷区分/印刷日/最新フラグ/登録支所区分/備考/総合判定/判定/診断1/診断2/診断3

【乳がん検診】

(乳がん検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理 番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/勧奨日/受 診者ID/乳腺超音波進捗/問診進捗/マンモ進捗/報告書発行日/紹介状発行日/結果ファイル出力日/結果ファイル取込日/マンモグ ラフィ判定/家族がん歴1/家族がん歴2/家族がん歴3/家族がん歴4/家族がん歴5/肺問診喫煙有無/肺問診喫煙本数/肺問診喫 煙年/乳問診受診回数/乳問診前回受診年/乳問診結婚歴有無/乳問診出産回数/初産年齢/乳問診分泌性状/最終出産年齢/乳問 診乳腺病名/乳問診乳腺病有無/乳問診症状痛み/乳問診症状痛み2/乳問診症状しこり/乳問診症状しこり2/乳問診分泌物/乳問 診分泌物2/乳問診月経有無/乳問診手術/乳問診来院/超音波所見1/超音波所見2/超音波所見3/乳腺超音波右A所見1/乳腺超 音波右A所見2/乳腺超音波右A所見3/乳腺超音波右A所見4/乳腺超音波右A所見5/乳腺超音波右B所見1/乳腺超音波右B所 見2/乳腺超音波右B所見3/乳腺超音波右B所見4/乳腺超音波右B所見5/乳腺超音波右C所見1/乳腺超音波右C所見2/乳腺超 音波右C所見3/乳腺超音波右C所見4/乳腺超音波右C所見5/乳腺超音波右D所見1/乳腺超音波右D所見2/乳腺超音波右D所 見3/乳腺超音波右D所見4/乳腺超音波右D所見5/乳腺超音波右E所見1/乳腺超音波右E所見2/乳腺超音波右E所見3/乳腺超音波右C'所1/乳腺超音波右C'所2/乳腺超音波右C'所3/乳腺超音波左A所見1/乳腺超音波左A所見2/乳腺超音波左A所見3/ 乳腺超音波左A所見4/乳腺超音波左A所見5/乳腺超音波左B所見1/乳腺超音波左B所見2/乳腺超音波左B所見3/乳腺超音波 左B所見4/乳腺超音波左B所見5/乳腺超音波左C所見1/乳腺超音波左C所見2/乳腺超音波左C所見3/乳腺超音波左C所見4/ 乳腺超音波左C所見5/乳腺超音波左D所見1/乳腺超音波左D所見2/乳腺超音波左D所見3/乳腺超音波左D所見4/乳腺超音波 左D所見5/乳腺超音波左E所見1/乳腺超音波左E所見2/乳腺超音波左E所見3/乳腺超音波左C'所1/乳腺超音波左C'所2/乳 腺超音波左C' 所3/乳腺超音波その他1/乳腺超音波その他2/乳腺超音波その他3/乳腺超音波その他4/乳腺超音波その他5/乳 房の構成/比較読影/系時的変化/フィルム評価/右総合所見/左総合所見/右部位(MLO)1/右部位(MLO)2/右部位(MLO)3/左 部位(MLO)1/左部位(MLO)2/左部位(MLO)3/右部位(CC)1/右部位(CC)2/右部位(CC)3/左部位(CC)1/左部位(CC)2/ 左部位(CC)3/右腫瘤サイズ1/右腫瘤サイズ2/右腫瘤サイズ3/左腫瘤サイズ1/左腫瘤サイズ2/左腫瘤サイズ3/右1/右2/右3/ 左1/左2/左3/腫瘤所見1_1/腫瘤所見1_2/腫瘤所見1_3/腫瘤所見1_4/腫瘤所見1_5/腫瘤所見1_6/腫瘤所見1_7/ 石灰化所見1_1/石灰化所見1_2/石灰化所見1_3/石灰化所見1_4/石灰化所見1_5/その他所見1_1/その他所見1_2/その他所見1_3/その他所見1_4/その他所見1_5/腫瘤所見2_1/腫瘤所見2_2/腫瘤所見2_3/腫瘤所見2_4/腫瘤所見 2_5/腫瘤所見2_6/腫瘤所見2_7/石灰化所見2_1/石灰化所見2_2/石灰化所見2_3/石灰化所見2_4/石灰化所見2_ 5/その他所見2_1/その他所見2_2/その他所見2_3/その他所見2_4/その他所見2_5/腫瘤所見3_1/腫瘤所見3_2/腫 瘤所見3_3/腫瘤所見3_4/腫瘤所見3_5/腫瘤所見3_6/腫瘤所見3_7/石灰化所見3_1/石灰化所見3_2/石灰化所見3 _3/石灰化所見3_4/石灰化所見3_5/その他所見3_1/その他所見3_2/その他所見3_3/その他所見3_4/その他所見3 5/マンモグラフィーX線検査部位07

(乳がん精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/登録日/発行日/受診区分/受診日/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/精検判定/印刷区分/印刷日/最新フラグ/登録支所区分/備考/早期・進行/検査1/検査2/検査3/検査4/検査5/所見1/所見2/所見3/所見4/所見5

【胃がん検診】

(胃がん検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/勧奨日/受診者ID/家族がん歴1/家族がん歴2/家族がん歴3/家族がん歴4/家族がん歴5/肺問診喫煙有無/肺問診喫煙本数/肺問診喫煙年/胃問診症状1/胃問診症状2/胃問診症状3/胃問診症状4/胃問診症状5/胃問診病名1/胃問診病名2/胃問診病名3/胃問診病名4/胃問診病名5/胃問診療を2/胃問診療を3/胃問診療を4/胃問診療を5/胃問診療をの他病名/問診進捗/胃部X線進捗/胃がんフィルムNo/胃がん総合判定/胃がん診断1/胃がん診断2/胃がん診断3/胃がん診断4/胃がん診断5/胃がん診断6/胃がん診断7/胃__胆のう/胃__球部/胃__十二指腸/胃__小腸/胃__大弯A/胃__大弯M/胃__大弯C/胃__前壁A/胃__前壁M/胃__前壁C/胃__小弯A/胃__小弯M/胃__小弯C/胃__後壁A/胃__後壁M/胃__後壁C/胃_腹部/胃__胸部/胃__頚部/胃__AMC全体/報告書発行日/紹介状発行日/胃部X線間接

(胃がん精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/登録日/発行日/受診区分/

受診日/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/精検判定/印刷区分/印刷日/最新フラグ/登録支所区分/備考/早期・進行/ 精検方法/所見1/所見2/所見3/所見4

【子宮頸がん検診】

(子宮頚がん検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/勧奨日/受診者ID/子指導方針注意事項1/子指導方針注意事項2/子問診検査歴/判定医/子ビラン有無/子問診閉経年齢/子問診妊娠回数/子問診出産回数/子問診最終妊娠/子問診最終分娩年齢/子問診出血有無/子問診リング使用/子問診ホルモン剤/子問診月経周期/頚がん進捗/体がん進捗/問診進捗/子頸がん部位/子頸がん部位2/子主所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(頸がん)/子副所見(類がん)/子副所見(類がん)/子副所見(類がん)/子副所見(類がん)/子副所見(類がん)/子副所見(類がん)/子副所見(極がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子副所見(体がん)/子国所見(体がん)/子国所見(体がん)/子国所見(体がん)/子国所見(体がん)/子国所見(体がん)/採取方法(子宮頸がん)/採取方法(子宮頸がん)/接取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/採取方法(子宮母がん)/受診券番号/医療機関受付日/報告書発行日

(子宮頚がん精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/登録日/発行日/受診区分/受診日/受診医療機 関管理番号/受診医療機関その他/印刷区分/印刷日/最新フラグ/登録支所区分/備考/診断名/所見 【大腸がん検診】

(大腸がん検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/勧奨日/受診者ID/便潜血(R)1/便潜血(R)2/便潜血(ラテックス1)/便潜血(ラテックス2)/大問診出血トイレットペーパ/大問診出血__便/大問診便秘/大問診検診歴/大問診検診回数/大問診胃・十二指腸/大腸問診の病気/大問診検診前回年/大問診検診前回月/大問診痔/大問診その他病気/大問診血縁歴/大問診家族/大問診家族2/大問診家族3/大問診下痢/大問診便秘と下痢/大問診食事後便意/大問診肛門の粘液/大問診食が細い/大問診残便感/大問診やせた/大問診腹痛/大問診説明会出席/大問診受付医療機関/大腸問診数/大腸採便日1/大腸採便日2/便検体不良/糞便進捗/受診券番号/医療機関受付日/報告書発行日/紹介状発行日(大腸がん精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/登録日/発行日/受診区分/受診日/受診医療機関を四他/精検判定/印刷区分/印刷日/最新フラグ/登録支所区分/備考/早期・進行/精検方法/所見1/所見2

【歯周疾患検診】

整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/更新日/受付日/抽出日/抽出時郵便番号/抽出時住所/抽出時方書/抽出時行政区番号/抽出時漢字氏名/抽出時カナ氏名/抽出時会場番号/抽出時次回事業予定日/抽出時補記論理和/抽出キー/最新フラグ/健全歯数/未処置歯数/処置歯数/喪失歯数/現在歯数/抽出フラグ/受診券発行フラグ/受診券発行日/抽出時生保区分/抽出時被災者区分/印刷情報予備1/印刷情報予備2/印刷情報予備3/印刷連番/抽出定義名称/出力定義名称/備考/抽出時DV区分/抽出時個人課税区分/抽出時世帯課税区分/義歯・ブリッジ/CPI(歯肉出血個人コード)/CPI(歯周ポケット個人コード)/要受診の内訳/清掃状態/歯石の付着/歯列や咬合の不正/顎関節の異常/粘膜の異常/検査/歯科健診のみ/健診後の治療/軽い歯肉の炎症/歯や口の状態/かかりつけ歯科医受診/かかりつけ歯科医受診内容/補助用具使用/フッ素入り歯磨剤使用/基礎疾患/喫煙/歯周病とたばこ/歯周病と糖尿病/間食/奥歯/健口体操

【骨粗鬆症検診】 (骨粗鬆症検診)整理番号/履歴番号/セット事業番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関をの他/予備医療機関管理番号/予備医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/受診券種別/金額/総合判定/精検情報/登録日/登録区分/印刷区分/印刷日/受診希望/受付番号/更新日/受付日/対象日/抽出日/抽出時郵便番号/抽出時住所/抽出時方書/抽出時行政区番号/抽出時漢字氏名/抽出時力ナ氏名/抽出時会場番号/抽出時次回事業予定日/抽出時補記論理和/抽出時個人課税区分/抽出時世帯課税区分/抽出時生保区分/抽出時被災者区分/抽出時DV区分/抽出キー/最新フラグ/抽出フラグ/健診案内発行フラグ/健診案内発行日/希望調査票発行フラグ/希望調査票発行日/申込入カフラグ/申込入カ日/割振フラグ/割振日/受診券発行フラグ/受診券発行日/登録支所区分/予備受診日/予備登録日/印刷情報予備1/印刷情報予備2/印刷情報予備3/発行除外フラグ/発行理由区分/受診券無効フラグ/支払対象外フラグ/印刷連番/請求年月/支払審査実施フラグ/支払審査日/抽出定義名称/出力定義名称/備考/勧奨区分/勧奨日/再検査月数/検査方法/測定値/X線撮影番号/DXA測定部位

(骨粗鬆症精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診セット事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/受診番号/委託料分類区分/金額/印刷区分/印刷日/最新フラグ/精検受診番号/支払審査実施フラグ/支払審査日/受診区分/受診日/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/発行日/登録日/請求年月/支払対象外フラグ/登録支所区分/精検判定/備考/勧奨区分/勧奨日/精検方法/疾患(骨粗鬆症以外)/指示事項/再検査月数/治療/測定値/DXA測定部位【肝炎ウイルス検診】

(肝炎ウイルス検診)整理番号/履歴番号/事業番号/年度/受診日/事業予定連番/実施時間/会場番号/会場その他/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/種別区分/受診区分/受診番号/総合判定/登録日/印刷区分/印刷日/登録支所区分/備考/検査医療機関/受診者電話番号1/受診者電話番号2/B型肝炎ウイルス/HBs抗原/HBs抗原定量/HBs抗原定性/C型肝炎ウイルス/HCV抗体価精密測定/HCV抗体定性/HCV抗原/HCV核酸増幅検査(PCR)/判定/肝炎検査受診理由/結果出カ日/B型肝炎インターフェロン申請/B型肝炎インターフェロン申請日/C型肝炎インターフェロン申請月/C型肝炎インターフェロン申請日/肝炎手帳配布/発送予定始期/発送予定終期/発送日(1回目)/発送日(2回目)/発送日(3回目)/発送日(4回目)/発送日(5回目)/情報取得日/医療機関受診/受診について/受診医療機関/治療の予定/備考1

(肝炎ウイルス精検)整理番号/履歴番号/事業番号/健診セット事業番号/健診事業番号/健診履歴番号/受診番号/委託料分類区分/金額/印刷区分/印刷日/最新フラグ/精検受診番号/支払審査実施フラグ/支払審査日/受診区分/受診日/受診医療機関管理番号/受診医療機関その他/発行日/登録日/請求年月/支払対象外フラグ/登録支所区分/精検判定/備考/勧奨区分/勧奨日/治療の有無/治療の詳細/治療場所

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7, リスク19を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

検診情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力し た情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に 対象者以外の情報の入手を 限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない ・業務委託先から入手する各種検診情報は、1件ごとに5情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手 防止するための措置の内容 しないように精査している。
・市町村コミュニケーションサ・ ーバー(以下「市町村CS」という。)からの住基情報の入手は、事前に健 康システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力し た情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定される ため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められ 必要な情報以外を入手する たインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手する ことを防止するための措置の とはない。 業務委託先から媒体等で入手する各種検診情報は、健康システム内で予め定められたインターフェー ス仕様により入手するため、目的外の情報は入手されない ・市町村CSからの住基情報の入手は、健康システムで管理している項目に関する情報の入手に、運 用上限定している。 その他の措置の内容 <選択肢> [十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手については、入退 本・業務委託先からの入手は、予め決められた方法(媒体を直接持参等)に限定した入手とすることで、安全担保している。
・業務委託先からの入手は、予め決められた方法(媒体を直接持参等)に限定した入手とすることで、許 リスクに対する措置の内容 取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を健康システムに登 録できる職員等は限定されている。 <選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 入手の際の本人確認の措置 ・業務委託先から入手する各種検診情報は、検診受診の際に運転免許証、保険証等による本人確認 の内容 を行っている。 個人番号の真正性確認の措 ・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 特定個人情報の正確性確保 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 の措置の内容 住民から特定個人情報の誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合には修正を その他の措置の内容 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

3. 特	3. 特定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措 置の内容		・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。					
	で使用するその他のシ における措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「II ファイルの概要」の2④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。					
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元晴	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
ユーヤ	デ認証の管理	(選択肢> (方っている] (3) 行っている (2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・健康システムの操作において、ICカードのユーザID、パスワードによりシステムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・健康システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、健康推進課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。					
アクセ	ス権限の管理	(選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・健康システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。					
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない					
	具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、健康システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。					
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク				
・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。 ・主に、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に関係を表している。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 特定個人情報ファイ	「ルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であると広く関係者に周知することで、不正な複製がないように対策している。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理 情報保護管理体制の確認 と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載している。 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1) 制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 ・庁内又はデータセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先 事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前 に作業者名簿の提出も義務付けている。 具体的な制限方法 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内で の業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 ・庁内又はデータセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得す ることで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。 具体的な方法 ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託先事業者の作業場所で入退室管理を行ってい る。 特定個人情報の提供ルール 定めている Γ 1 1) 定めている 2) 定めていない ・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管 委託先から他者への 提供に関するルール 理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、 の内容及びルール遵 守の確認方法 ・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されてい ることの報告を受ける。 委託元と委託先間の ・庁内又はデータセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者 から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録につ 提供に関するルール の内容及びルール遵 いては、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。 守の確認方法 〈選択時〉 特定個人情報の消去ルール 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない ·庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託先事業者側から任意の様式により、 消去結果に係る報告書を提出させている。 データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデー ルールの内容及び タ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業者側での特定個人情報ファイルの消去は、委託先事業者側 ルール遵守の確認方 法 から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 ・委託契約完了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及 び廃棄状況の確認を行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	規定の内容		特契約として以下を定 禁務作業外の職員、第 利用の禁止。 類の禁止。 引後の返還、廃棄、注 リティ事故発生時の幸 野体制の報告、資料 保管。 に係る規定。	三者への 消去。 8告。	是供、開示、漏えい <i>の</i>	禁止。		
報フ	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 確保		十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい		2) 十分に行ってい 4) 再委託していな	
	具体的な方法	る。 •再委託	Eが必要な場合は委託 Eを行う場合には、委託 対善の必要がある場合	氏と同様の	機密保持契約の遵守	rを規定して	おり、委託先から適	
その	その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて		2) 十分である	
特定	E個人情報ファイルの取扱	いの委託	氏におけるその他のリ	スク及びそ	のリスクに対する措	置		
-								

5. 特定個人情報の提供・移り	〒(委託や情報提供ネットワーク)	ンステノ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に	こ提供・	・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(含する措置	委託や情報提供ネットワークシステ	ムを通	じた提供を除く。)におけるその	他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]接続しない(入 ¹	手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	く健康システム、統合DBのソフトウェ・情報照会処理については、当該事系定している。・情報照会処理については、業務シスレている。 ・代報照会処理については、業務シストム、統合DBの運用におり場所を表している。 ・業務システムで記録している事務としている事務と、操作ログにより操作者、操作の方により操作者、操作の方により場所を表している事務と、特別のの照会計がられている事務と、特別ののには、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、、、、、、、、、、	の権限を有する職員のみにままたよ側で操作ログを記録しておいます。 はたまり、目的外の入手が行ったでの情報といる。 がにみが把握会は禁止されている。 をでの情報というとの照合を持ちいる。 をはいるがというとの照合を持ちいる。 は、ログインとの照合を情報がいる。 を使用した特定個人情報の照点をがいた。 を使用した特定個人情報の照点をがいた。 を使用した特定個人情報の照点をがいた。 を使用した特定個人情報の照点をがいた。 を使用した特定個人情報の照点をから、不知の記述と職員に付与された権限の記述と職員に付与された権限の認証と職員に付与された権限の記述と、 の認証と職員に付与された権限の記述といる。 のはいる措置 > 1000円の では認証、保持の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	おり、処理実施者、操作内容を把握 かれていないことを適宜確認してい が関係者に周知している。 か言、広く関係者内に周知している。 の言、広く関係者内に周知している。 現会を行う際には、情報提供許可 提供ネットワークシステムに求め、 青報照会を実施することになる。つ 育えており、目的外提供やセキュリ の職員認証の他に、ログイン・ログ で適切な接続端末の操作及び不適 会及び照会した情報の受領を行う 会なび照会した情報の受領を行う 会なび照会した情報の提供に係る情報 会の可否を判断するために使用す 別に基づいた各種機能や特定個人
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	く健康システム・統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB及び健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。 〈健康システム・統合DBの運用における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容	〈健康システム・統合DBのソフトウェアにおける措置〉・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB及び健康システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。 〈健康システムの運用における措置〉・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉・中間サーバー・は、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・ 〈中間サーバーの運用における措置〉・				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈健康システム・統合DBのソフトウェアにおける措置〉・中間サーバーと統合DB及び健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。 〈健康システム・統合DBの運用における措置〉 〈中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報映会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 〈必り間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ピ頭をシステム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークに総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・ピ頭についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応とている。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号にすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] 1 対応力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク <健康システム、統合DBのソフトウェアにおける措置> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正 な提供を行うことを防止している。 <健康システム、統合DBの運用における措置> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人 情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、健康システム、統合DBにて処 理を実行する運用を義務付けている。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワ システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応し リスクに対する措置の内容 た情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供 を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供さ れるリスクに対応している ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要 に応じて確認する。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <健康システム・統合DBのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーと統合DB及び健康システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間 诵信に限定している。 <健康システム・統合DBの運用における措置> <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持 した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供され るリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に 係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理して <中間サーバーの運用における措置> <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク く健康システム・統合DBのソフトウェアにおける措置>・情報提供に当たっては、健康システム及び統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報が不正確となるこ <健康システム・統合DBの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に 沿って、修正作業を行うことを徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手 に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 1-17天曜1八月は70年代といるノハントルルンといる。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に 沿って、修正作業を行うことを徹底している。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対
- 応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者にお ける情報漏えい等のリスクを極小化する。

<江戸川区における措置>

・業務システム又は中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修 を実施している。

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC政府機関統一基準群	3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない					
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない					
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	〈江戸川区における措置〉・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉・ホケラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・プがメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。					

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	<
具体的な対策の内容	・中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・ブラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・ブラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・ブラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
	くガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者)をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドル
	ウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガパメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガパメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガパメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている] (選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	容を指示する書類 類には、給載されて 食物が記載年8月27日 セプトの処理状溶剤 の結果、誤って溶剤 た。 ③令和6年11月5日 一時預かった身体 した。 ④令和6年7月、学	「調理室手配表」を 物アレルギー対応ないた。 目、委託先の社会会 を把握しようとしたと 解処分したとの結論 目、窓口対応の派が 障害者手帳及び無	12枚学校外で紛失したことを必要とする生徒7人分の 保険診療報酬支払基金にころ、当該紙レセプト(1作意で同年9月9日に区に報意事業者による都営交通無業料乗車券を、元の相手でな作成を委託した会社が再	する業者の社員が、学校給食の調理内とが、同月27日に発覚した。紛失した書学年と学級、名字、アレルギーの原因 おいて未処理となっていた再審査請求レきが所在不明であることが発覚、捜索告されたため、漏えいのおそれありとし 無料乗車券の更新手続対応にあたり、はなく別人に誤交付したため、同日回収 委託した先がランサムウェア攻撃を受 和7年4月14日に区に報告され、発覚し
	再発防止策の内容	徹底を図るよう厳重 ②複数あった未処: 理を徹底し、紙レセルにおいて未処理 ダブル・チェックによ ダス計先に対し、 ④委託先に対しす。 5月20日に教育指述	をはいます。 をなっているレセブトの保管である。 をなっているレセブリーのをでいるしているしているしているしてでする。 はないではないではないは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	、受託業者に情報セキュ! 管場所を一か所に集約する 取扱いに細心の注意を払い ト情報とレセプト現物との! 、本人に名乗らせるという 定する際にはオフライン作 を今回の再委託先は契約 校及び幼稚園に対し「学校 扱いについて注意喚起を	(園)等における個人情報の適正な管
⑩死者	当の個人番号	[保管し	ている]	<選択肢> 1)保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	・データセンタ内の 施している。	サーバーで管理し	ており、生存者の個人番号	と同様の方法にて安全管理措置を実
その作	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[十分7	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管さ	れ続けるリスク		
リスク	に対する措置の内容	合、エラーとして検	知できるように設定	€しているため、古い情報の	、連携処理の中で不具合が発生した場 のまま保存され続けることはない。 するために必要な措置を講じている。
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢>1)特に力を入れてい3)課題が残されてい	る 2)十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも	存在するリスク		
消去	手順	[定めて	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	・CD等の電子媒体 態にした上で処分? ・健康システム上の 欄を空白若しくは全 くガバメントクラウ	については、20年 を行う。 り特定個人情報の きて0で表示させる ドにおける措置> されないよう、クラワ	記録については、20年以上 等、個人番号が表示されな ウド事業者において、NIST	る際は裁断し、データ復元が不可能な状 保管するが、消去する際は、個人番号
その他の措置の内容		_			
リスクへの対策は十分か		[十分7	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリス	くク及びそのリスクロ	こ対する措置	
_					

Ⅳ その他のリスク対策※

1 と				
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的なチェック方法	く健康システムの運用における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。		
②監査		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な内容	〈運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について〉 監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 評価書記載事項と運用状態のチェック 個人情報保護に関する規定及び体制の整備 個人情報保護に関する人的安全管理措置 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 		
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な方法	〈健康システムの運用における措置〉 ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っている。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。		

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先		江戸川区健康部健康推進課(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診) 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話:03-5662-0623 江戸川区健康部保健予防課(肝炎ウイルス検診) 郵便番号132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話:03-5661-2476		
②請求方法		自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。 URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jou ho.html		
	特記事項	身分証明証等の提示により本人確認を行う。		
③手数	数料等	(選択肢) (手数料額、納付方法: (手数料額、納付方法: (選択肢)		
④個 <i>/</i> 表	人情報ファイル簿の公	<選択肢> 「 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	がん検診対象者リストファイル、がん検診受診結果表ファイル、成人歯科健診受診結果表ファイル、骨 粗しょう症検診受診結果表ファイル、肝炎ウイルス検診受診結果表ファイル		
	公表場所	総務部総務課文書係		
⑤法令による特別の手続		_		
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等		_		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先		江戸川区健康部健康推進課(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診) 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話:03-5662-0623 江戸川区健康部保健予防課(肝炎ウイルス検診) 郵便番号132-8507 江戸川区中央4-24-19 電話:03-5661-2476		
②対応方法		・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務 課文書係に報告する。		

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続を実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日·期間	令和7年11月15日から令和7年12月14日までの30日間
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会にて第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	I基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	事後	記載要領が改正されたため 修正したものであり、重要な 変更にあたらない。
令和4年9月22日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報⑤保有開始日	2022/6/1	2022/6/19	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和4年9月22日	田特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日		2022/6/19	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和4年9月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	向け) β 版」の「様式B データ標準レイアウト」の「提供可能となる過年(度)分の年数」が、がん検診:5年、肝炎ウイルス検診:生涯、骨粗鬆症検診:10年、歯周疾患検診:10年と定められ	「データ標準レイアウト関連様式(令和4年6月向け)」の「様式B データ標準レイアウト」の「提供可能となる過年(度)分の年数」が、がん検診:5年、肝炎ウイルス検診:80年、骨粗鬆症検診:10年、歯周疾患検診:10年と定められており、検診記録の確認等において長期間保管する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和4年9月22日	要	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない。
令和4年9月22日 	扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変 更に当たらない。
令和4年9月22日	扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施	(1)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日~平成29年3月31日及び平成29年4月1日~同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。(2)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	(1)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出カリスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。 (2)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	向け)」の「様式B データ標準レイアウト」の 「提供可能となる過年(度)分の年数」が、がん 検診:5年、肝炎ウイルス検診:80年、骨粗鬆症 検診:10年、歯周疾患検診:10年と定められて おり、検診記録の確認等において長期間保管	「データ標準レイアウト関連様式(令和5年6月向け)」の「様式B データ標準レイアウト」の「提供可能となる過年(度)分の年数」が、がん検診:5年、肝炎ウイルス検診:80年、骨粗鬆症検診:10年、歯周疾患検診:10年と定められており、検診記録の確認等において長期間保管する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和5年9月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	を、特定個人情報を保有している主管課に提 出することにより受付ける。		事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務づけ られていない。
令和5年9月1日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/9/12	2021/10/12	事後	誤記のため修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	・江戸川区は(中略)各検診を区民が受診できる機会を設けている。 また、この検診の受診履歴、検診結果の管理を行い、委託料の支払等の事務や、対象者の確認、対象者への受診勧奨等を実施している。	・江戸川区は(中略)各検診を区民が受診できる機会を設けている。また、この検診の受診履歴、検診結果の管理を行い、委託料の支払等の事務や、対象者の確認、対象者への受診勧奨等を実施している。 ・各検診の受診結果を健康管理システム標準仕様書に基づき、区健康管理標準準拠システムに格納する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号の利用等に関する法律(平成25年法律第	・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する	事後	番号法改正に伴う形式的な 変更であり、重要な変更に当 たらない
令和6年9月30日	I基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の76の項	・番号法第9条第1項別表111の項	事後	番号法改正に伴う形式的な 変更であり、重要な変更に当 たらない
令和6年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	番号法改正に伴う形式的な 変更であり、重要な変更に当 たらない
令和8年2月24日	(別添1)事務内容		(概念図にガバメントクラウド範囲を追記)	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	等9条第1項、第19条第8号、別表第一の76の	・関係先から入手する情報については、番号法 第9条第1項、第19条第8号、別表111の項、第 19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の 項の関係法令において明示されている。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	番号法第19条第8号別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	番号法第19条第8号で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年9月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新たに追記)	くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(新たに追記)	くガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
令和8年2月24日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策	(新たに追記)	くガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新たに追記)	くガバメントクラウド電子では、 (1) 国及びクラウド事業等となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地のカーデッタにアクセスしない契約等となっている。 (2) 地方公共団体が委託したASP(「地のカーデッタにアクセスしない契約を託したASP(「地のカーデッタにの方が、メントクラウドの利用である。 (3) では、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カーにカーが、メントクラウドのでは、カーにカーのでは、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーが、カーにある。 (4) カーにカーが、カーには、カーには、カーには、カーには、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーにカーが、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去三年以内に、評価実施機関において、個人情報に	発生あり その内容:(1)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出カリスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。 再発防止策の内容:(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	発生なし	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和8年2月24日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 手順の内容	(新たに追記)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業 者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に 準拠したプロセスにしたがって確実にデータを 消去する。	事前	重要な変更
令和8年2月24日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②具体的な内容	(新たに追記)	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(新たに追記)	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応に起因する事象の場合は、国はクラウド事業者とで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	自己情報開示(開示・訂正・利用停止)請求書 を、特定個人情報を保有している主管課に提 出することにより受付ける。	自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特 定個人情報を保有している主管課に提出する ことにより受付ける。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和7年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	サーバー室への入室を行う際は、警備員等に	・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・中本国内でデータを保管している。・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	他の行政機関が運営するシ ステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和7年6月30日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				他の行政機関が運営するシステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない
令和7年6月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6:不適切な方法で提供されるリスク	・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用 を行う事業者においては、特定個人情報に係 る業務にはアクセスができないよう管理を行 い、不適切な方法での情報提供を行えないよう	・中間サーバー・プラットフォームの事業者及び クラウドサービス事業者においては、特定個人 情報に係る業務にはアクセスができないよう管 理を行い、不適切な方法での情報提供を行え ないよう管理している。	事前	他の行政機関が運営するシステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	他の行政機関が運営するシステムの変更に伴う修正であ リ重要な変更にあたらない
令和7年6月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策		・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	他の行政機関が運営するシ ステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない
令和7年6月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(新たに追記)	・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	他の行政機関が運営するシ ステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(新たに追記)	・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	他の行政機関が運営するシ ステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない
令和7年6月30日	3. その他のリスク対策	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	他の行政機関が運営するシステムの変更に伴う修正であ り重要な変更にあたらない
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能	1:住基等情報確認:検診対象者の4情報(氏 名、性別、生年月日、住所)、検診履歴を確認 する。	1:住基等情報確認:検診対象者の5情報(氏 名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、 検診履歴を確認する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4	組合せをキーとした本人確認情報照会要求を 行い、該当する個人の本人確認情報を受領す る。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報の組合せ	1. 機構への情報照会 :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーとした本人確認情報既会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務内容	"※委託先より提出されたデータを職員が確認後、随時システムへ登録する。"から"検診情報ファイル"への矢印は「特定個人情報の流れ」	"※委託先より提出されたデータを職員が確認後、随時システムへ登録する。"から"検診情報ファイル"への矢印は「特定個人情報以外の流れ」	事後	誤記のため修正。
	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の突合	健康・医療関係情報、4情報、住民票関係情報 を突合して、検診対象者かどうかの確認を行 う。	健康・医療関係情報、5情報、住民票関係情報を突合して、検診対象者かどうかの確認を行う。	事後	法令改正に伴う変更であり、 重要な変更に当たらない
	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1. ⑦再委託の有無		再委託する	事前	重要な変更
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1. ⑧再委託の許諾 方法	(新 <i>た</i> に追記)	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託生る業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等	事前	事後で足りるが任意に事前に 提出
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1. ⑨再委託事項	(新たに追記)	事案に応じて、適宜調整。	事前	事後で足りるが任意に事前に 提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2. ⑨再委託事項	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係 る支援業務	事案に応じて、適宜調整。	事前	事後で足りるが任意に事前に 提出
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・業務委託先から入手する各種検診情報は、1	・江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・業務委託先から入手する各種検診情報は、1件ごとに5情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。	・江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住 民票関係情報、各種住民情報の入手について は、入退室管理をしているデータセンタ内の サーバー間通信に限定することで、安全を担		事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手は、入退	民票関係情報、各種住民情報の入手は、入退 室管理をしているデータセンタ内のサーバー間	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関す重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関す重大容	(新たに追記)	①令和6年2月26日、区立中学校の学校給食調理業務を受託する業者の社員が、学校給食の調理内容を指示する書類「調理室手配長党した。紛失した書類には、給食で食物アレルギー対応を必要とする生徒7人分の学年と学級、名字、アレルギーの原因食物が記載されていた。 ②令和6年8月27日、委託先の社会保険診療報酬支払基金において未処理となっていたするとが発覚、捜索の結果、誤って溶解処分したとの結論で同年9月9日に区に報告されたため、漏えいのおそれありとした。 ③令和6年11月5日、窓口対応の派遣事業応にあたり、元のおそれありとした。 ④令和6年7月、学校の卒業アルバム作成を委託した会が、同日回収した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関す事故が発生したか再発防止策の内容		①受託業者に対し、学校外に持ち出す際の個人情報の記載内容を精査するなど、個人情報の保護の徹底を図るよう厳重に指導した。今後、受託業者に情報セキュリティ対策に関所修を実施する。②複数あった未処理紙レセプトの保管場所アールに基づく処理を徹底し、無不力を担け、個別のに基づく処理を徹底し、近れる取扱いに細心の注意を払うとともに、再な確認してプト管理ツールにおいて未処理と合なが、本人のるレセプト情報とレセプト現物との照子エッともは当者及びで呼びかけず番号で呼びかけ、本人により毎月確実に行う。 ③名前で呼びかけず番号で呼びかけ、本人に名乗らせると対して、再委託先に対して、東るにはオフライン作業など選定するよう指導にはオフライン作業者を選定するよう指導にはオフライン作業者を選定するよう指導にないる業話先には対して、また、今回の再委託先は契約を結ばないこととの手に対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対して、対象には対象には対して、対象には対象に対し、対象には対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続ける	・江戸川区民の個人番号、5情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない